

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

吸収合併に係る会社法上の事後備置書面

2022年7月1日

住友重機械工業株式会社
代表取締役 下村 真司



合併に係る事後開示事項

住友重機械工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2022年4月27日付合併契約に基づき、2022年7月1日をもって、住重環境技術株式会社（以下「SKG」といいます。）との間で吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下の通りです。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2022年7月1日をもって本件吸収合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

SKGは、当社の100%子会社であるため、本件吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

SKGは、当社の100%子会社であるため、反対株主からの株式買取請求に係る手続きを行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

SKGは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

SKGは、会社法第789条第2項の規定に基づき2022年5月27日付で官報による公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社は本件吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社は反対株主からの株式買取請求に係る手続きは行っておりません。

当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2022年5月27日付で電子公告を行いました。所定の期間内に反対の意思の通知をした株主は一人もおりませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2022年5月27日付官報及び同日付電子公告を行いました。所定の期間内に会社法第799条第1項の規定による

異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、SKGより、その資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 本件吸収合併による変更登記をした日
2022年7月1日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。
7. その他本件吸収合併に関する重要な事項
該当はありません。

以 上

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく

当社と住友重機械工業株式会社との
吸収合併に係る事前備置書類

(消滅会社)

2022年5月25日

住重環境技術株式会社
代表取締役 坂本 和人



合併に係る事前開示書類

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、以下のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 合併契約書の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価及び割当の相当性に関する事項

存続会社である住友重機械工業株式会社は当社の発行株式全部を所有しているため合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社（住重環境技術株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社（住友重機械工業株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

②臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

6. 債務履行の見込みに関する事項

当社及び吸収合併存続会社の直近の貸借対照表をもとに、資産の額及び負債の額等について検討した結果、合併の効力発生日以後における当社の債務については、その履行の見込みは充分あるものと考えております。

7. 吸収合併契約等備置開始後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更が生じた際は、別紙として追加します。

2022年5月25日

住重環境技術株式会社

代表取締役 坂本 和人





合併契約書

住友重機械工業株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目1番1号。以下「甲」という）と、住重環境技術株式会社（住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号。以下「乙」という）とは、合併に関し以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（本件合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、新株式を発行しないものとし、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金及び準備金）

第3条 甲は、本件合併により資本金及び準備金を増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2022年7月1日とする。但し、甲及び乙は、本件合併手続の進行上の必要に応じ、協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第5条 乙は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産及び負債並びに権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う際には、甲乙事前に協議し合意の上これを行う。

（従業員の引継）

第7条 甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

(本件合併条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときには、甲乙協議の上、本件合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第9条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

2022年4月27日

甲：住友重機械工業株式会社

東京都品川区大崎二丁目1番1号

代表取締役 下村 真司



乙：住重環境技術株式会社

東京都品川区西品川一丁目1番1号

代表取締役 坂本 和人



第125期
定時株主総会招集ご通知

Machinery Components

Precision Machinery

Construction Machinery

Industrial Machinery

Ships

Environmental Facilities & Plants

開催日時

2021年 6月 29日 (火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催場所

当社本店25階会議室
東京都品川区大崎二丁目1番1号
(ThinkPark Tower)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送又はインターネット等による議決行使期限

2021年6月28日 (月曜日) 午後6時まで

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、ご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。なお、本株主総会における感染拡大防止対応を、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。
<https://www.shi.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

当社ウェブサイトに掲載する事項



このマークの事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

ごあいさつ 2



招集ご通知

第125期定時株主総会招集ご通知 3
議決権行使のご案内 5



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 7
第2号議案 取締役9名選任の件 8
第3号議案 監査役1名選任の件 18
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 19
(ご参考) 当社のコーポレートガバナンスについて 20

【提供書面】



事業報告

1. 企業集団の現況 23
2. 会社の現況 35

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針



連結計算書類

連結貸借対照表 44
連結損益計算書 45
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 46

連結株主資本等変動計算書

連結注記表



計算書類

貸借対照表 47
損益計算書 48

株主資本等変動計算書

個別注記表



監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 49
会計監査人の監査報告書 51
監査役会の監査報告書 53

株主総会会場ご案内図



当社ウェブサイト

<https://www.shi.co.jp>





株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第125期定時株主総会を6月29日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 しも むら しん じ
下村真司

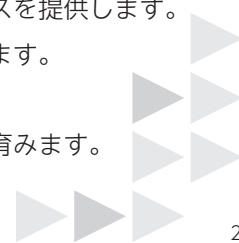
経営理念

企業使命

一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指します。
誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、
社会に貢献します。

私たちの価値観

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 顧客第一 | 顧客価値を第一に考え優れた商品とサービスを提供します。 |
| 変化への挑戦 | 現状に甘んずることなく変化に挑戦し続けます。 |
| 技術重視 | 独自の技術を磨き社会の発展に貢献します。 |
| 人間尊重 | 互いを尊重し学び合い成長する組織風土を育みます。 |



2021年6月7日

株主のみなさまへ

東京都品川区大崎二丁目1番1号

 住友重機械工業株式会社

代表取締役社長 下村 真司

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご来場は控えていただき、郵送又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。議決権の事前行使に当たっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使の方法



株主総会にご出席される場合

▶ 同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。



郵送により議決権を行使される場合

▶ 同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。



インターネット等により議決権を行使される場合

▶ 6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 当社本店 25階会議室
東京都品川区大崎二丁目1番1号(ThinkPark Tower)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第125期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第125期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

その他本招集ご通知に関する事項

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ◎上記「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は、事業報告の一部として、監査役による監査の対象となっております。また「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類又は計算書類の一部として、会計監査人及び監査役による監査の対象となっております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに、その内容を掲載させていただきます。

本総会当日の様子は、後日インターネット上の当社ウェブサイトに、その内容を掲載させていただきます。



当社ウェブサイト

<https://www.shi.co.jp>


議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書面を 会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出願います。

代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。



株主総会開催日時

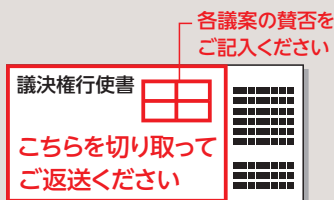
2021年6月29日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

株主総会にご出席されない場合



郵送による ご提出

議決権行使書面に各議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。



行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等 によるご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

スマートフォン、タブレット端末での議決権行使には、「スマート行使」をご利用ください。

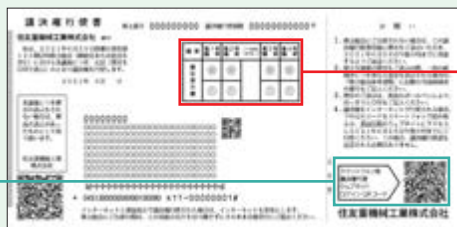
詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時まで

議決権行使書面のご記入方法のご案内

このQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取る方法でも、議決権行使が可能です。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印

第2号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印
反対の場合……………「否」の欄に○印
一部の候補者に……………「賛」の欄に○印をし、
反対する場合……………反対する候補者の番号
をご記入ください。

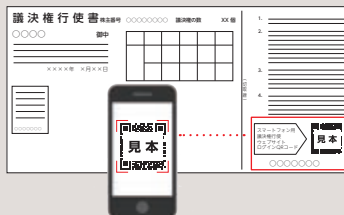
※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面によってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書面右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

【注意事項】

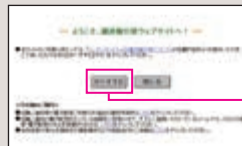
※郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

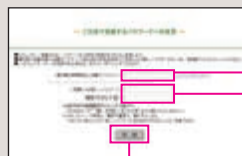
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書面に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関する お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、期間利益に応じた株主配当及びその向上を基本姿勢としつつ、長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、これらを総合的に勘案し決定することとしております。また、配当性向につきましては、前中期経営計画である「中期経営計画2019」の配当方針を継続し、30%維持を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に従い、さらに、当期の業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の成長に備えるための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ①配当財産の種類 **金銭**
 ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

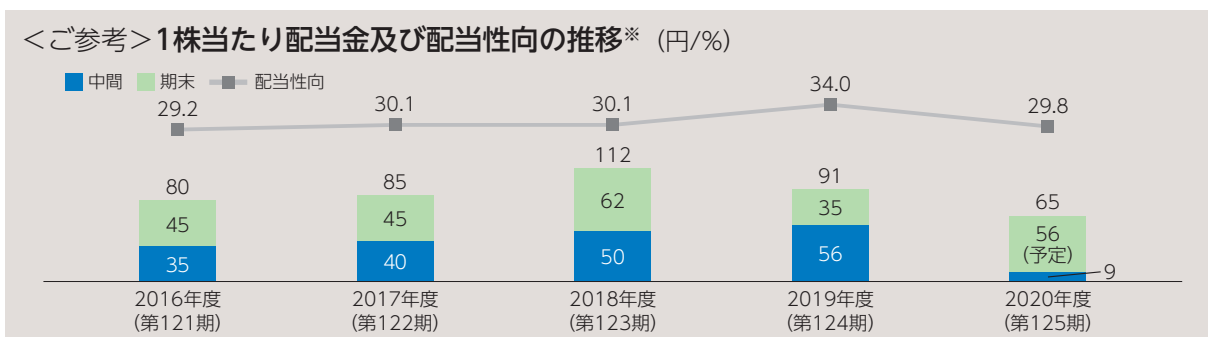
当社普通株式1株につき **56円**
 配当総額 **6,860,451,136円**

<ご参考>

当期の剰余金の配当は、すでに実施いたしました中間配当の1株につき9円と合わせて、前期比26円減の1株につき65円となります。

- ③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日



*当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しました。上記のグラフは過去4期にさかのぼって比較できるように第121期の期首に株式併合を実施したと仮定して記載しております。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	別川 俊介	代表取締役会長 取締役会議長	13/13回（100%）
2	再任	下村 真司	代表取締役社長（兼）CEO	13/13回（100%）
3	再任	岡村 哲也	代表取締役（兼）執行役員副社長 CIO 貿易管理室長（兼）ICT本部長	13/13回（100%）
4	再任	小島 英嗣	取締役（兼）専務執行役員 企画本部長	13/13回（100%）
5	再任	鈴木 英夫	取締役（兼）専務執行役員 CFO	13/13回（100%）
6	再任	平岡 和夫	取締役（兼）専務執行役員 精密機器事業部長	10/10回（100%）
7	再任 社外 独立	高橋 進	社外取締役	13/13回（100%）
8	再任 社外 独立	小島 秀雄	社外取締役	13/13回（100%）
9	再任 社外 独立	濱地 昭男	社外取締役	10/10回（100%）

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

指名 指名委員会委員

報酬 報酬委員会委員

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員（以下 取締役等）を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、契約期間満了後は、取締役会にて決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考) 当社が定める「取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、20頁に記載しております。

候補者
番号

1

べっ かわ しゅん すけ
別川 俊介

再任

指名

報酬

(1954年5月9日生)



所有する当社の株式数

26,624株

取締役在任年数

12年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1978年 4月 当社入社
- 2007年 4月 常務執行役員 財務経理本部長
- 2009年 4月 常務執行役員 財務経理本部長 (兼) 企画室長
- 2009年 6月 取締役 (兼) 常務執行役員 財務経理本部長 (兼) 企画室長
- 2010年 4月 取締役 (兼) 専務執行役員 財務経理本部長
- 2011年 4月 代表取締役 (兼) 専務執行役員 CFO
財務経理本部長 (兼) 貿易管理室長
- 2012年 4月 代表取締役 (兼) 執行役員副社長 CFO 貿易管理室長
- 2013年 4月 代表取締役社長 (兼) CEO
- 2019年 4月 **代表取締役会長 取締役会議長** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

別川俊介氏は、財務、経理及び企画部門の責任者を経て2013年に代表取締役社長に就任し、「中期経営計画2016」と「中期経営計画2019」の2つの中期経営計画を策定、強固な事業体質の構築を推進してまいりました。2019年に代表取締役会長に就任するとともに、取締役会議長としてガバナンス体制の強化等を推進し、当社グループの経営を担っております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

しもむら しんじ
下村 真司

再任

指名

報酬

(1957年2月3日生)



所有する当社の株式数

9,023株

取締役在任年数

5年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2012年 4月 住友建機株式会社取締役
- 2013年 4月 同社常務取締役
- 2014年 4月 同社専務取締役
- 2014年 4月 当社執行役員
- 2015年 4月 常務執行役員
- 2015年 4月 住友建機販売株式会社代表取締役社長
- 2016年 4月 住友建機株式会社代表取締役社長
- 2016年 6月 当社取締役（兼）常務執行役員
- 2018年 4月 取締役（兼）専務執行役員
- 2019年 4月 **代表取締役社長（兼）CEO** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

下村真司氏は、住友建機株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと、建設機械部門の事業伸長を図る等の功績を上げ、当社グループの経営を担ってまいりました。2019年に当社代表取締役社長に就任後は、「中期経営計画2019」に掲げた課題と目標の達成に向け、強固な事業体質の構築を推進しました。また、本年度から製品及びサービスによる社会課題解決を通じて持続的な企業価値の拡大を目指して新たな中期経営計画をスタートさせ、最高経営責任者として当社グループの経営を指揮しております。当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号 3



所有する当社の株式数

4,626株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

おか むら てつ や
岡村 哲也 **再任**
(1956年5月5日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1980年4月 当社入社
- 2008年3月 Demag Ergotech GmbH(現 Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH) Managing Director & CEO
- 2012年4月 当社常務執行役員
- 2017年4月 常務執行役員 産業機器事業部長
- 2018年4月 専務執行役員 産業機器事業部長
- 2018年6月 取締役(兼)専務執行役員 産業機器事業部長
- 2020年4月 代表取締役(兼)執行役員副社長 貿易管理室長
- 2021年1月 代表取締役(兼)執行役員副社長 貿易管理室長(兼)ICT本部長
- 2021年4月 **代表取締役(兼)執行役員副社長 CIO 貿易管理室長(兼)ICT本部長** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

岡村哲也氏は、2008年にDemag Ergotech GmbH(現 Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH)のManaging Director & CEOに就任後、2012年に当社常務執行役員に就任し、当社グループのプラスチック機械事業の競争力強化に貢献してまいりました。2017年に産業機器事業部門の責任者に就任後、2018年に取締役専務執行役員に就任し、同事業部門の収益安定化、商品力強化の取組みを推進してまいりました。2020年4月には代表取締役執行役員副社長に就任、2021年4月には最高情報責任者に就任し、当社の情報技術等を統括するなど当社グループの経営を担っております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

こじま えいじ
小島 英嗣

再任

(1960年1月3日生)



所有する当社の株式数

2,951株

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
2013年11月 メカトロニクス事業部長
2016年4月 常務執行役員 メカトロニクス事業部長
2016年7月 常務執行役員 エネルギー環境事業部長
2017年6月 取締役(兼)常務執行役員 エネルギー環境事業部長
2021年4月 **取締役(兼)専務執行役員**
企画本部長 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

小島英嗣氏は、2013年にメカトロニクス事業部長に就任後、当社グループ全体の制御技術を牽引する同事業の責任者として、その役割を果たしてまいりました。2016年に常務執行役員、同年にエネルギー環境事業部門の責任者に就任し、事業競争力強化、競争優位構築への取組みを推進するとともに、2017年には取締役就任、2021年4月に専務執行役員に昇任するとともに企画部門の責任者として当社グループ全体の戦略の立案と推進をリードするなど、当社グループの経営を担っております。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

鈴木 英夫 **再任**
(1960年1月7日生)



所有する当社の株式数

10,562株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2012年 4月 財務経理本部長
2014年 4月 常務執行役員 財務経理本部長
2018年 4月 専務執行役員 財務経理本部長
2018年 6月 取締役(兼) 専務執行役員 財務経理本部長
2019年 4月 **取締役(兼) 専務執行役員 CFO** 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

鈴木英夫氏は、2012年に財務経理本部長に就任後、2014年に常務執行役員、2018年に取締役専務執行役員に就任し、2019年からは最高財務責任者として、当社グループにおける業績の管理、成長に向けた投資活動における財務規律の維持に取り組んでおります。

当社は、同氏が経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

ひら おか かず お
平岡 和夫 **再任**
(1962年7月30日生)



所有する当社の株式数

3,010株

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2007年4月 プラスチック機械事業部技術部長
- 2010年4月 寧波住重機械有限公司 副総経理
- 2012年4月 当社プラスチック機械事業部長
- 2015年4月 執行役員 プラスチック機械事業部長
- 2016年4月 常務執行役員 プラスチック機械事業部長
- 2020年4月 専務執行役員 プラスチック機械事業部長
- 2020年6月 取締役(兼) 専務執行役員 プラスチック機械事業部長
- 2021年4月 **取締役(兼) 専務執行役員**
精密機器事業部長 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

平岡和夫氏は、2012年にプラスチック機械事業部長に就任後、2015年に執行役員、2016年に常務執行役員、2020年に取締役専務執行役員に就任し、2021年4月からは当社グループの成長と高収益化を牽引する精密機器事業部門の責任者として、事業成長への取組みを推進しております。当社は同氏が、経営全般に関する高い識見と監督能力を有していることから、当社の取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **7**



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

7年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

た か は し す す む
高橋 進

再任

社外

独立

指名

報酬

(1953年1月28日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1976年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
（2004年1月退行）
- 2004年2月 株式会社日本総合研究所理事
- 2005年8月 内閣府政策統括官
- 2007年8月 株式会社日本総合研究所副理事長
- 2011年6月 同社理事長
- 2014年6月 **当社社外取締役** 現在に至る
- 2018年4月 **株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス** 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋進氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経済及び経営についての高い識見を有するとともに、民間企業及び政府機関の双方において幅広い実務経験を有しております。

当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員及び報酬委員会委員としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、引き続き、経済及び経営についての高い識見と幅広い経験に基づき、当社経営を監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶ 当社は株式会社東京証券取引所に対して、高橋進氏を独立役員として届け出ております。
- ▶ 当社は、高橋進氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

こ じ ま ひ で お
小島 秀雄

再任

社外

独立

指名・委員長

報酬・委員長

(1948年11月30日生)



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1980年 3月 公認会計士登録 現在に至る
- 1995年 5月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2000年 5月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）常任理事
- 2004年 5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）東京事務所国際部門長
- 2006年 5月 同法人副理事長
- 2010年 9月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアアドバイザー
- 2011年 6月 アルパイン株式会社社外監査役
- 2011年 6月 当社社外監査役
- 2011年 6月 小島秀雄公認会計士事務所開設 現在に至る
- 2013年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外監査役
- 2015年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2016年 6月 アルパイン株式会社社外取締役（監査等委員）（2019年1月退任）

重要な兼職の状況

小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小島秀雄氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。

当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員長及び報酬委員会委員長としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合には、引き続き、財務及び会計の専門家の観点から、当社経営に対する監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、小島秀雄氏を独立役員として届け出ております。
- ▶当社は、小島秀雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号 9



所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

は ま じ あ き お
濱地 昭男

再任 社外 独立 指名 報酬
(1954年7月13日生)

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現 三菱マテリアル株式会社）入社
2007年6月 同社執行役員 経営企画室長
2010年6月 同社常務執行役員 経営企画部門長
2012年6月 同社常務取締役
2015年4月 同社代表取締役副社長
2016年4月 三菱アルミニウム株式会社代表取締役社長
2019年12月 **ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役**
現在に至る
2020年6月 **当社社外取締役** 現在に至る

重要な兼職の状況

ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

濱地昭男氏は、経営者としての長年の実務経験を有し、企業経営に精通しており、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。当社は、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待し、また、同氏が取締役会における積極的な発言や指名委員会委員及び報酬委員会委員としての活動を通じてそれらの役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合には、引き続き、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、当社経営を監督し、助言を頂くとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員候補者の指名や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- ▶ 濱地昭男氏が2018年9月まで代表取締役を務めた三菱アルミニウム株式会社は、品質にかかる不適切行為に関し、2019年2月に不正競争防止法違反で東京簡易裁判所から有罪判決を受けております。
- ▶ 当社は株式会社東京証券取引所に対して、濱地昭男氏を独立役員として届け出ております。
- ▶ 当社は、濱地昭男氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役若江健雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ほ だ か や え こ
穂高 弥生子 新任 社外 独立
 (1966年3月20日生)



所有する当社の株式数

0株

略歴及び当社における地位

1992年4月 弁護士登録 現在に至る
 1992年4月 石井法律事務所入所
 2005年1月 Morrison Foerster法律事務所入所
 2011年1月 Baker & McKenzie法律事務所 パートナー弁護士 現在に至る
 2020年9月 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター フェロー
 現在に至る

重要な兼職の状況

Baker & McKenzie法律事務所 パートナー弁護士
 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター フェロー

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

穂高弥生子氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として法律に精通しており、特に企業法務に関する豊富な経験と知見は、当社にとり大変有益であります。

当社は同氏に対して、社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査を期待し、また、同氏がそれらの能力を有していることから、当社の社外監査役に相応しいと判断し、選任をお願いするものであります。

- ▶当社は株式会社東京証券取引所に対して、穂高弥生子氏を独立役員として届け出ております。
- ▶穂高弥生子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結する予定であります。
- ▶当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員（以下取締役等）を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。穂高弥生子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

(ご参考) 当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、20頁に記載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2020年6月26日開催の第124期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役加藤朋行氏の選任の効力が失効いたしますので、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

わか え たけ お
若江 健雄
(1948年10月22日生)



所有する当社の株式数

0株

監査役在任年数

9年

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

監査役会への出席状況

11/11回 (100%)

略歴及び当社における地位

1983年4月 弁護士登録 現在に至る
1992年4月 東京地方裁判所民事調停委員
2003年4月 第一東京弁護士会副会長 (2003年度)
2012年6月 **当社社外監査役** 現在に至る
2014年4月 日本弁護士連合会常務理事 (2014年度)

重要な兼職の状況

熊谷・若江法律事務所 弁護士

候補者と当社との間の特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

補欠の社外監査役候補者とした理由

若江健雄氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として法律に精通しており、その豊富な経験と高い識見は当社にとり大変有益であります。
当社は同氏が社外監査役としての客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査をしていただけるものと判断し、また、同氏がそれらの能力を有していることから、選任をお願いするものであります。

- ▶本議案が承認された後において、若江健雄氏が社外監査役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- ▶当社は、若江健雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約を締結しております。本議案が承認された後において、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で上記内容の契約を締結する予定であります。
- ▶当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役全員 (以下 取締役等) を被保険者として締結しております。これにより、取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害 (但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く) について填補することとしております。本議案が承認された後において、若江健雄氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

(ご参考) 当社が定める「監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」及び「社外役員の独立性基準」は、20頁に記載しております。

以上

ご参考 「当社のコーポレートガバナンスについて」

取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- 当社の取締役候補は、次の各号に掲げる事項を充足する者から指名します。
 - 優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
 - 経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
 - 住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
- 取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体として実効的なコーポレートガバナンスが実現できるように、各取締役候補の専門性、経験（経営や事業の経験、グローバル事業展開の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮します。
- 社内取締役候補については、当社の経営戦略及び事業領域との親和性、当該候補のこれまでの経営や事業、専門領域等の経験も考慮して指名します。
- 社外取締役候補については、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させるとの役割のみならず、経営者としての豊富な経験又は経営に関する幅広い知識等も考慮して指名します。
- 取締役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申を経た上で、取締役会において決定します。

監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- 当社の監査役候補（補欠監査役候補を含む。以下同じ）は、次の各号に掲げる事項を充足し、独立した客観的な立場において適切な判断を行う能力を有する者から指名します。
 - 優れた人格・見識・能力を有していることに加えて、高い倫理観を有している者
 - 経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力、幅広い経営知識を有している者
 - 住友の事業精神及び当社グループの経営理念等を理解し、体現していける者
- 監査役候補の指名に当たっては、監査役会として実効性ある監査が実現できるように、各監査役候補の専門性、経験（経営や事業の経験を含む）のバランス及び多様性等を考慮するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上指名します。
- 社内監査役候補については、当社の経営戦略や経営・事業に関する理解も考慮して指名します。
- 社外監査役候補については、経営者としての豊富な経験又は財務・経理・法務等に関する幅広い知識も考慮して指名します。
- 監査役候補については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審査及び答申並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会において決定します。

社外役員の独立性基準

- 当社は、社外取締役及び社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社からの独立性を有しているものと判断します。但し、下記⑩は社外監査役についてのみ適用されるものとします。
 - 当社グループ（※1）の業務執行者（※2）である者、又は過去において当社グループの業務執行者であった者
 - 当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
 - 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - 直近の事業年度末日において、当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
 - 直近の事業年度末日において、当社がその総議決権の10%以上の株式を保有する法人の業務執行者
 - 当社の主要な取引先である者（※4）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）
 - 当社を主要な取引先とする者（※5）（その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者）
 - 当社の主要な借入先である者（※6）（当該借入先が法人その他の団体である場合は、当該団体及びその親会社の業務執行者）
 - 当社から直近3事業年度の平均で、年間1,000万円超の寄付を受けている者（その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者）
 - 上記①乃至⑨に該当する者（重要でない者（※7）を除く）の配偶者又は二親等内の親族
 - 過去3年間において、上記②乃至⑨に該当していた者

- ⑫ 過去3年間に於いて、上記①乃至⑨に該当していた者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑬ 当社と社外役員との相互就任関係（※8）にある他の会社の業務執行者
- ⑭ 下記イ又はロに該当する者の配偶者又は二親等内の親族
- イ 当社の子会社の非業務執行取締役である者
- ロ 過去1年間に於いて上記イ又は当社の非業務執行取締役に該当していた者
- （※1）当社グループとは、当社、当社の子会社及び関係会社をいう。
- （※2）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員、社員又は使用人）をいう。
- （※3）多額の金銭その他の財産とは、直近3事業年度の平均で、(i)その者が個人の場合には年間1,000万円以上、(ii)法人その他の団体の場合には、その者の平均年間連結売上高の2%以上の金銭その他の財産の支払いを受けている場合における当該金銭その他の財産をいう。
- （※4）当社の主要な取引先である者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間売上額が、当社の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
- （※5）当社を主要な取引先とする者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する平均年間支払額が、その者の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
- （※6）当社の主要な借入先である者とは、直近3事業年度における当社の借入金残高の平均が、直近の事業年度末日における当社の連結総資産の2%を超える者をいう。
- （※7）重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員以外の者をいい、(ii)コンサルタント関係の要件における専門的アドバイザー・ファーム（監査法人及び法律事務所等）については、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。
- （※8）社外役員との相互就任関係とは、当社に在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
2. 当社は、上記1. のいずれかに該当する社外取締役又は社外監査役であっても、その人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役として相応しいと判断する場合には、当該社外取締役又は社外監査役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立社外取締役又は独立社外監査役とすることができるものとします。

取締役及び執行役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 当社の取締役及び執行役員報酬は、基本報酬、当社や部門の業績を反映した業績連動報酬及び自社株取得を目的とした株式取得報酬により構成します。
2. 前項の業績連動報酬については、業績評価の指標として当社や部門の業績を評価する各種経営指標を設定して、当該経営指標に応じて報酬を決定する仕組みとし、事業部門を担当する業務執行取締役については、担当する事業部門の業績を反映します。また、株式取得報酬については、自社株取得を目的とした報酬と位置付け、役員毎に定める一定額以上を、役員持株会を通じた自社株取得に充てるものとします。尚、取得した株式は、在任期間中は継続して保有するものとします。
3. 社外取締役については、業務執行部門から独立して経営を監督すべき役割を担うことから、その報酬は基本報酬のみで構成します。
4. 取締役及び執行役員に対する報酬は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の報酬制度、報酬水準等に関する答申を受けて、取締役会において決定します。

取締役会の実効性評価結果の概要

当社では、取締役会が適切に機能しているか検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的として、毎年、取締役会の実効性に関する評価を行っております。

2020年度の評価結果の概要は当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.shi.co.jp/csr/governance/structure/index.html>

コーポレートガバナンス

当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【住友重機械コーポレートガバナンス基本方針】

当社ウェブサイト



日本語…<https://www.shi.co.jp/ir/policy/governance/index.html>

英語…<https://www.shi.co.jp/english/ir/policy/governance/index.html>

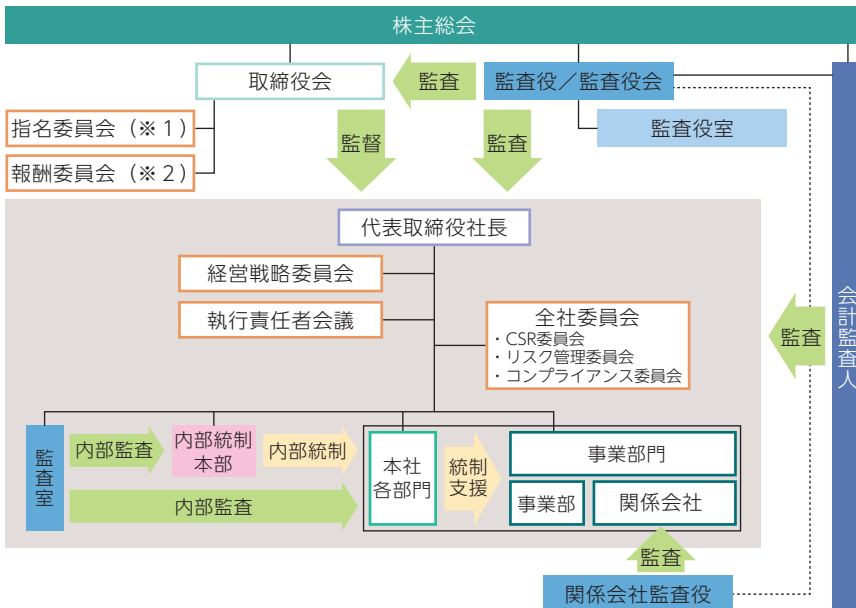


【コーポレートガバナンス体制】

当社は、監査役会設置会社であり、この枠組みの中で執行役員制度を導入し、経営における業務執行機能と監督機能を分離しています。

取締役会は、10名(定員12名)で構成され、うち3名の社外取締役が経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。

監査役会は4名(定員5名)の監査役で構成され、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。



※1 指名委員会は、社外取締役を含む委員により構成し、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役に報告しております。

※2 報酬委員会は、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成し、取締役及び執行役員報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。

1 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国内においては、緊急事態宣言の発出やその後の経済活動の停滞が見られ、海外においては、パンデミックによるロックダウンやそれに伴う経済状況の低落が見られるなど、機械需要は全世界的に下降局面を迎えることになりました。また、これに加え、米中貿易摩擦の深刻化、地政学上のリスクの継続及び原油価格の変動と低迷など、不透明感も増すことになりました。

このような経営環境のもと、当社グループは、従業員の安全確保や社会的要請への最大限の協力など新型コロナウイルス感染に対する対処を進め、罹患者発生時における生産維持などの短期的なBCP（事業継続計画）の実現や受注減少局面での事業維持、工場操業の確保などに取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの受注高は8,139億円、売上高は8,491億円となりました。

損益面につきましては、営業利益は513億円、経常利益は495億円となり、特別損失として船舶部門等で58億円の減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は268億円となりました。また、税引後のROIC*は6.1%となりました。

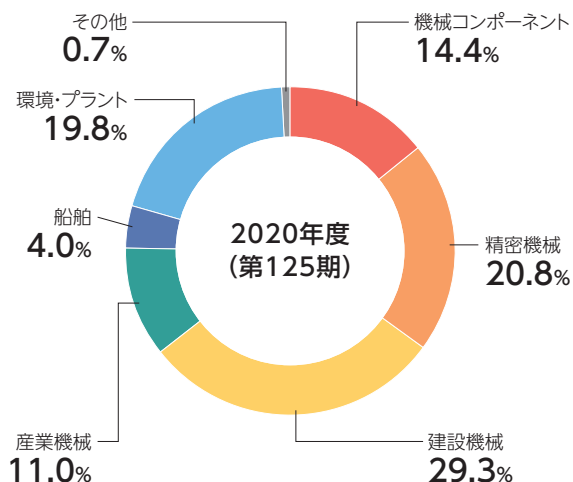
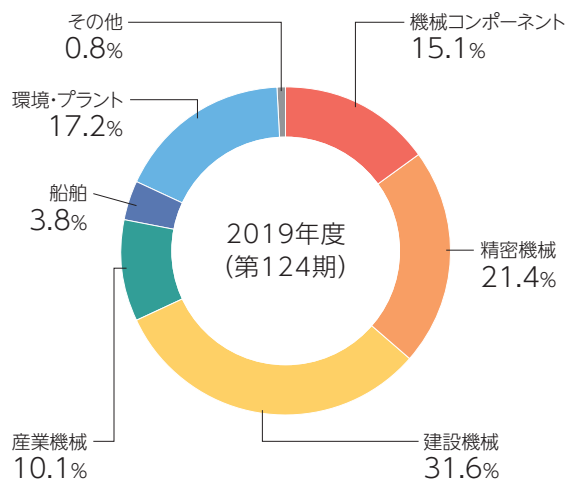
*ROICとは、投下資本税引後利益率であり、投下資本（株主資本と有利子負債の合計金額）に対してどれだけ利益を出しているか、資本のコストに見合う収益性があるかを示す指標であります。

■業績ハイライト

受注高 8,139 億円 前期比 2%減	売上高 8,491 億円 前期比 2%減	営業利益 513 億円 前期比 10%減
経常利益 495 億円 前期比 6%減	親会社株主に帰属する当期純利益 268 億円 前期比 18%減	ROIC 6.1 % 前期 7.3%

セグメント別事業の状況

セグメント別売上高構成比



セグメント別受注高・売上高・受注残高

(単位：億円)

部 門	受 注 高		売 上 高		受 注 残 高	
	2019年度 (第124期)	2020年度 (第125期)	2019年度 (第124期)	2020年度 (第125期)	2020年3月31日 (第124期末)	2021年3月31日 (第125期末)
▶ 機械コンポーネント	1,265	1,241	1,305	1,222	332	351
▶ 精密機械	1,898	1,623	1,850	1,769	877	730
▶ 建設機械	2,595	2,537	2,728	2,487	583	633
▶ 産業機械	884	863	870	932	972	902
▶ 船舶	301	293	329	340	370	323
▶ 環境・プラント	1,247	1,524	1,490	1,680	2,495	2,339
▶ その他	71	59	72	60	13	11
合計	8,262	8,139	8,645	8,491	5,641	5,289

機械コンポーネント部門

主要な
事業内容

減・変速機、モータ、インバータ



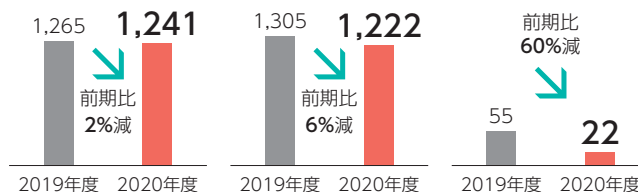
精密制御用サイクロ[®]減速機

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



全世界的に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、受注、売上、営業利益ともに減少しました。

精密機械部門

主要な
事業内容

プラスチック加工機械、フィルム加工機械、
半導体製造装置、レーザ加工システム、
極低温冷凍機、精密位置決め装置、精密鍛造品、
制御システム装置、防衛装備品、工作機械



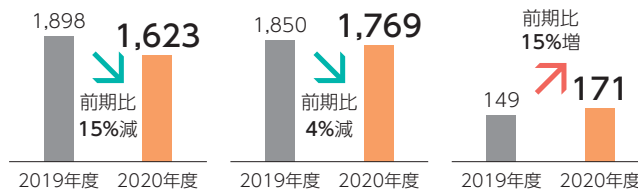
イオン注入装置

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



プラスチック加工機械事業は、中国の電気電子関連の需要の回復や欧米での需要の増加により受注は増加しましたが、受注から売上までリードタイムがあることから売上は減少しました。一方、機種構成等が変化したことから営業利益は増加しました。

その他精密機械事業は、半導体関連の需要が調整局面で受注は減少したものの、受注残があったことから売上は前年並みとなり、営業利益は増加しました。

建設機械部門

主要な
事業内容

油圧ショベル、建設用クレーン、道路機械



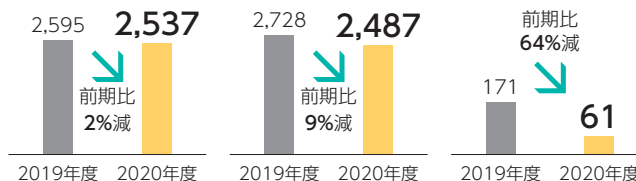
油圧ショベル

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



油圧ショベル事業は、国内市場が堅調であったことや北米地区の需要が回復してきたことから受注は増加しましたが、受注から売上までリードタイムがあることから売上は減少し、加えて品質コストの負担もあり営業利益も減少しました。

建設用クレーン事業は、北米地区の需要が回復してきたものの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け需要が減少したことから、受注、売上、営業利益ともに減少しました。

産業機械部門

主要な
事業内容加速器、医療機械器具、鍛造プレス、
運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム、
タービン、ポンプ

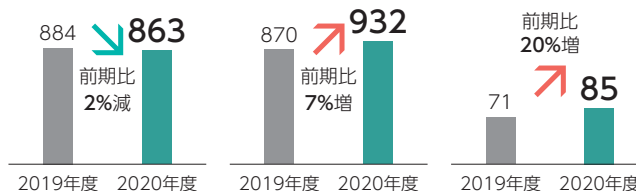
遠隔操作RTG

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



運搬機械事業は、電力・港湾向けの需要や物流システムが堅調であったことから受注は増加し、受注残があったことから売上、営業利益ともに増加しました。

その他産業機械事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け受注、売上、営業利益ともに減少しました。

船舶部門

主要な事業内容 船舶



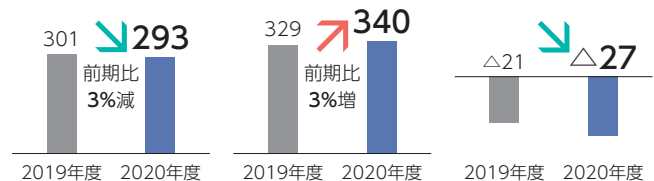
アフラマックス型タンカー

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



船舶事業は引き続き低迷しておりますが、当期は前期と同じ3隻の新造船を受注しました。引渡しは前期と同じ4隻で、売上は増加しましたが、前期に引き続き営業損失となりました。

環境・プラント部門

主要な事業内容 自家発電設備、ボイラ、産業廃棄物処理設備、大気汚染防止装置、水処理装置、プロセス装置、反応容器、攪拌槽、空調設備、食品製造機械



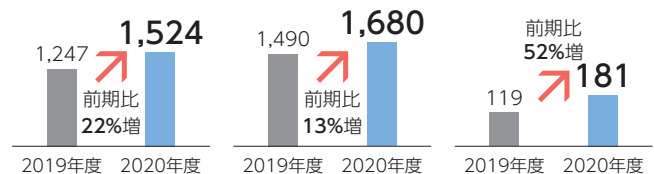
バイオマス発電プラント

受注高

売上高

営業利益

(単位：億円)



エネルギープラント事業は、国内や欧州でバイオマス発電設備の大型案件を受注したことなどから受注は増加し、主に国内で受注残があったことから売上、営業利益ともに増加しました。

水処理プラント事業は、排水処理装置の案件が前期に比べ減少したことなどから受注は減少しましたが、受注残があったことから売上、営業利益は増加しました。

その他部門

ソフトウェア、不動産

受注高は59億円（前期比18%減）、売上高は60億円（前期比17%減）、営業利益は21億円（前期比13%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

(1) 設備投資の状況

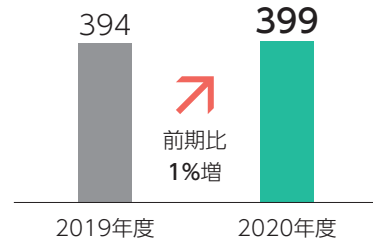
当期は、主力事業及び情報化投資に重点を置き、必要な設備投資を行いました。

具体的には、機械コンポーネント部門、精密機械部門及び建設機械部門における生産能力の増強及び老朽化設備の更新並びにITインフラ整備を主たる目的とした投資を行いました。

その結果、当期の設備投資総額は399億円となりました。

設備投資総額の推移

(単位：億円)



(2) 研究開発投資の状況

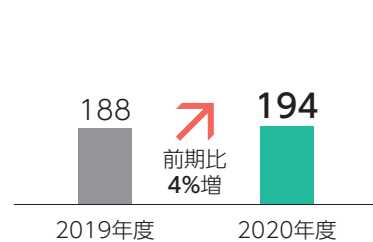
当期は、「顧客に安心をお届けすること」、「社会課題解決への貢献も図ること」を目的として、一流の商品とサービスの提供を目指して開発投資を行いました。

具体的には、建設機械部門においては、油圧ショベル等の開発に投資を行い、精密機械部門においては、イオン注入装置等の開発に投資を行いました。

その結果、当期の研究開発投資総額は194億円となりました。

研究開発投資総額の推移

(単位：億円)



3. 資金調達の状況

当期は、設備投資資金及び社債償還資金に充当するため、2020年9月に国内無担保普通社債を発行し、計200億円の資金調達を行いました。

上記に加え短期運転資金への充当及び手元流動性の確保のため、コマーシャルペーパー920億円を発行しました。当該コマーシャルペーパーの年度末時点の残高はありません。

4. 事業再編等の状況

当社子会社の住友重機械エンバイロメント株式会社は、2021年2月1日付で、同年7月1日(予定)を効力発生日として、同社が国内で営む一般廃棄物処理事業を分割し、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社に承継させる吸収分割契約を同社との間で締結しました。

5. 対処すべき課題

事業を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい状況が続いております。ワクチン接種が開始されましたが、変異ウイルスの拡散もあり国内外で収束の見通しは立っておりません。世界各国のロックダウンの一方で様々な景気対策等もあり、一部の地域や産業に持直しの動きが見られるものの、全般的な経済の低迷は続いており、米欧と中国との対立や中東、東アジアの地政学的なリスクを背景に不透明感が増しております。

(1) 2020年度総括

新型コロナウイルスは当社の経営に大きな影響を及ぼしました。半導体製造装置など一部に堅調な事業はあるものの、多くの分野では世界経済の退潮を受け需要が低迷いたしました。このような中、当社は、従業員の安全確保、社会的要請への最大限の協力、事業基盤の維持の三点に取り組み、グローバルサプライチェーンを維持しつつ、グループ内連携の強化による競争力の強化のほか、新製品の市場投入やスピニング加工機、フローフォーミング加工機を製造販売するドイツの機械メーカーであるLeifeld Metal Spinning GmbHを買収するなど、持続的成長のための施策を着実に実行してまいりました。

(2) 「中期経営計画2023」

新型コロナウイルス感染拡大の影響により次期中期経営計画の公表を一年延期しておりましたが、このたび「中期経営計画2023」を策定いたしました。「中期経営計画2023」策定に当たっては、企業価値と社会価値の両立を長期の目標として、社会や市場の構造が変化しても持続的に成長し利益を出し続け、社会価値創造に貢献できる企業を当社グループのあるべき姿としました。社会価値創造のために解決すべき課題は、2030年を念頭に置いたメガトレンドや将来目指す姿からバックキャストिंगして設定しております。

「中期経営計画2023」では、この長期目標に向けた最初の中期経営計画期間として基礎固めを行うため、以下の方針で取り組んでまいります。

①強靱な事業体の構築

新型コロナウイルスをはじめ、あらゆるリスクに対応するBCP（事業継続計画）を構築しつつ、成長に必要なコンピテンスへの投資を続け、環境変化に耐えうる強靱な事業体を目指してまいります。

②企業価値向上のための変革

DX*活用推進によるビジネスプロセスの変革や全社的な組織開発活動である「PRIDE プロジェクト」への取組みなどにより組織能力を強化するとともに、財務パフォーマンスを向上させ、加えて事業ポートフォリオの見直しにより経営資源の有効活用を図るなど、企業価値を向上させるための変革を推進してまいります。また、事業ポートフォリオの見直しに伴い、2021年度より事業セグメントの変更を行うこととし、新たなセグメント内でのシナジーを発揮することで、企業価値の向上を図ってまいります。

③働きやすい会社への変革

健康で安全な職場づくりを目指し、多様な人材が組織の中で活躍できるよう育成(人材開発)に努め、またダイバーシティを推進して、グローバルにリソースを活用し、働きやすい会社への変革を進めてまいります。

④商品・サービスによるSDGsへの貢献

経済的、技術的発展に寄与する商品とサービスの提供を通じて、社会課題の解決と企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

⑤事業を通じた環境負荷の低減

当社グループの事業活動及び提供する商品ライフサイクル全体を通じて、温室効果ガスの削減やサーキュラー・エコノミーの推進、エネルギー効率の向上など、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

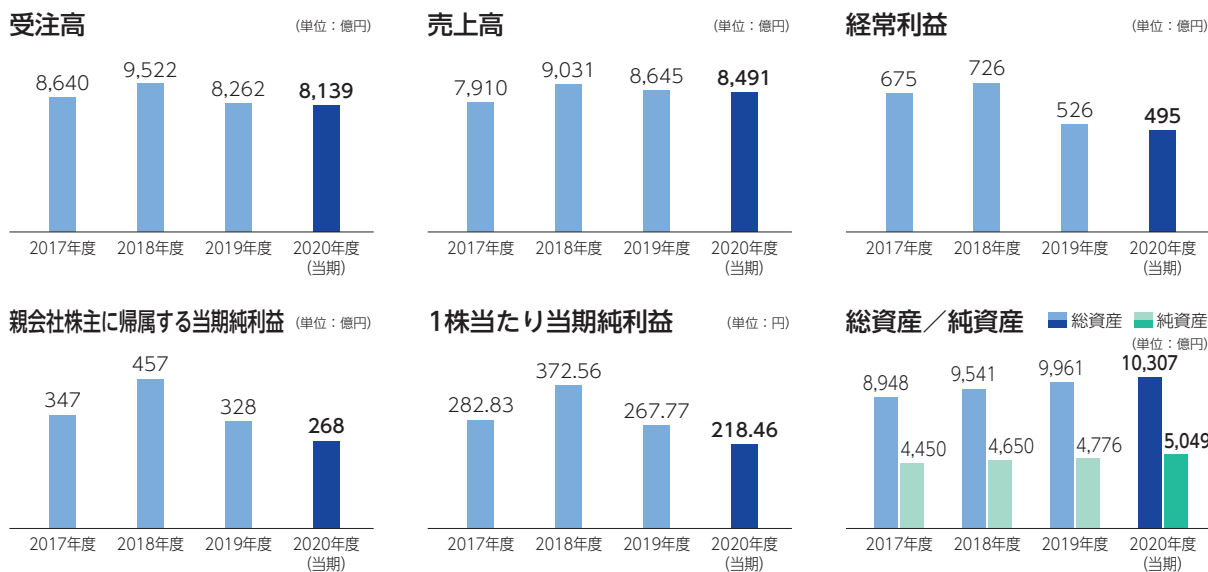
「中期経営計画2023」では、最終年度である2023年度に受注高1兆円、売上高9,700億円、営業利益700億円を達成することを財務目標としております。なお、ROICを引き続き当社グループの経営指標とし、ROIC>WACC**の達成を継続するとともに、ROIC7.5%以上の確保を目指してまいります。

*DX (デジタルトランスフォーメーション Digital Transformation) とは、ITの活用により、あらゆる活動をより良い方向に変化させることを指します。

**WACC (加重平均資本コスト Weighted Average Cost of Capital) とは、負債コストと株主資本コストを加重平均したものであり、資本コストの代表的な計算方法です。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
受注高 (億円)	8,640	9,522	8,262	8,139
売上高 (億円)	7,910	9,031	8,645	8,491
営業利益 (億円)	699	752	568	513
経常利益 (億円)	675	726	526	495
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)	347	457	328	268
1株当たり当期純利益 (円)	282.83	372.56	267.77	218.46
総資産 (億円)	8,948	9,541	9,961	10,307
純資産 (億円)	4,450	4,650	4,776	5,049
1株当たり純資産額 (円)	3,517.33	3,701.01	3,790.99	4,005.43

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しました。2017年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったため、2019年度の経常利益及び総資産は、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた数値となっております。

7. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
住友建機株式会社	百万円 16,000	100%	油圧ショベル、道路機械等の製造販売
住友建機販売株式会社	4,000	100	油圧ショベル、道路機械等の国内販売
住友重機械建機クレーン株式会社	4,000	66	クローラクレーン等の製造販売及び修理
日本スピンドル製造株式会社	3,276	100	環境機器、空調設備、産業機器等の製造販売
新日本造機株式会社	2,408	100	タービン、ポンプ等の製造販売
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	2,000	100	船舶等の製造販売
住友重機械ギヤボックス株式会社	841	100	歯車、減・変速機の製造販売
住友重機械搬送システム株式会社	480	100	運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム等の製造販売
住友重機械イオンテクノロジー株式会社	480	100	イオン注入装置の製造販売
住友重機械エンバイロメント株式会社	480	100	上下水処理施設、水処理設備等の製造販売及び維持運転管理
住友重機械プロセス機器株式会社	480	100	攪拌槽、反応容器、コークス炉機械等の製造販売
住友重機械精機販売株式会社	400	100	減・変速機等の販売サービス
LBX Company, LLC (米国)	千米ドル 51,800	100	油圧ショベルの販売サービス
Sumitomo Machinery Corporation of America (米国)	12,423	100	減・変速機等の製造販売
LBCE Holdings, Inc. (米国)	10,618	100	建設用クレーン等の事業統括
Sumitomo SHI FW Energie B.V. (オランダ)	千ユーロ 19	100	循環流動層ボイラの事業統括
Sumitomo(SHI) Demag Plastics Machinery GmbH (ドイツ)	20,025	100	プラスチック加工機械の製造販売
Sumitomo(SHI) Cyclo Drive Germany GmbH (ドイツ)	6,136	100	減・変速機の製造販売
Lafert S.p.A. (イタリア)	3,500	100	産業用モータの製造販売
住友建機(唐山)有限公司(中国)	千元 798,938	100	油圧ショベルの製造販売
住友重機械減速機(中国)有限公司(中国)	87,000	100	減・変速機の製造販売
Sumitomo Heavy Industries (Vietnam) Co.,Ltd. (ベトナム)	千米ドル 41,300	100	減・変速機の製造販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

8. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	24,649百万円
三井住友信託銀行株式会社	9,890百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,210百万円
株式会社みずほ銀行	5,081百万円

9. 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

部門	使用人数	前期末比増減
▶ 機械コンポーネント	6,873名	115名減
▶ 精密機械	4,792名	122名増
▶ 建設機械	4,259名	233名増
▶ 産業機械	2,298名	37名増
▶ 船舶	567名	3名減
▶ 環境・プラント	3,838名	125名増
▶ 全社（共通）・その他	1,423名	16名増
合計	24,050名	415名増

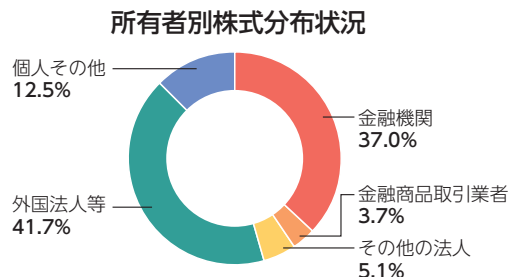
10. 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号
	営 業 所	中部支社（名古屋市） 関西支社（大阪市） 九州支社（福岡市）
	工 場	田無製造所（東京都西東京市） 千葉製造所（千葉市） 横須賀製造所（神奈川県横須賀市） 名古屋製造所（愛知県大府市） 岡山製造所（岡山県倉敷市） 愛媛製造所新居浜工場（愛媛県新居浜市） 愛媛製造所西条工場（愛媛県西条市）
	研 究 所	技術研究所（神奈川県横須賀市）
子 会 社	工 場	住友建機株式会社千葉工場（千葉市） 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社横須賀造船所（神奈川県横須賀市） 住友重機械建機クレーン株式会社名古屋工場（愛知県大府市） 住友重機械ギヤボックス株式会社本社工場（大阪府貝塚市） 日本スピンドル製造株式会社本社工場（兵庫県尼崎市） 新日本造機株式会社呉製作所（広島県呉市） 住友重機械搬送システム株式会社新居浜事業所（愛媛県新居浜市） 住友重機械イオンテクノロジー株式会社愛媛事業所（愛媛県西条市） 住友重機械プロセス機器株式会社本社工場（愛媛県西条市） Sumitomo Machinery Corporation of America（米国） Link-Belt Cranes, L.P., LLLP（米国） Invertek Drives Ltd.（英国） Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH（ドイツ） Sumitomo (SHI) Cyclo Drive Germany GmbH（ドイツ） Lafert S.p.A.（イタリア） 住友建機（唐山）有限公司（中国） 住友重機械減速機（中国）有限公司（中国） 寧波住重機械有限公司（中国） Sumitomo Heavy Industries (Vietnam) Co., Ltd.（ベトナム）

2 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 360,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 122,905,481株
- (3) 株主数 32,957名
- (4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,005 千株	10.6 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,806	6.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,658	5.4
住友生命保険相互会社	4,333	3.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,997	3.3
住友重機械工業共栄会	2,917	2.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,584	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,358	1.9
株式会社三井住友銀行	2,000	1.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,790	1.5

(注) 持株比率は自己株式（397,625株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には当社が所有していない株式200株が含まれております。

2. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の様況
別川 俊介	代表取締役会長	取締役会議長
下村 真司	代表取締役社長 C E O	
岡村 哲也	代表取締役 執行役員副社長	貿易管理室長 I C T本部長
田中 利治	取締役 専務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部長
鈴木 英夫	取締役 専務執行役員 C F O	
平岡 和夫 ※	取締役 専務執行役員	プラスチック機械事業部長
小島 英嗣	取締役 常務執行役員	エネルギー環境事業部長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
小島 秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士
濱地 昭男 ※	取締役	ジャパンバストレスキューシステム株式会社 社外取締役
高石 祐次	常勤監査役	
野草 淳	常勤監査役	
若江 健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所 弁護士
中村 雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所 公認会計士 SCSK株式会社社外取締役 (監査等委員) テルモ株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. ※は2020年6月26日付で新たに就任した取締役を示します。
 2. 取締役 高橋進、小島秀雄及び濱地昭男の各氏は社外取締役であります。
 3. 監査役 若江健雄及び中村雅一の両氏は社外監査役であります。

4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 高橋進、小島秀雄及び濱地昭男並びに監査役 若江健雄及び中村雅一の各氏を独立役員として届け出ております。
5. 監査役 中村雅一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の退任取締役（2020年6月26日退任）
取締役 冨田 良幸（任期満了）
7. 2021年4月1日付で、取締役、監査役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりとなっております。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
別川 俊介	代表取締役会長	取締役会議長
下村 真司	代表取締役社長 C E O	
岡村 哲也	代表取締役 執行役員副社長 C I O	貿易管理室長 I C T本部長
田中 利治	取締役 専務執行役員	グローバル化の推進に関する社長補佐
小島 英嗣	取締役 専務執行役員	企画本部長
鈴木 英夫	取締役 専務執行役員 C F O	
平岡 和夫	取締役 専務執行役員	精密機器事業部長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
小島 秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士
濱地 昭男	取締役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
高石 祐次	常勤監査役	
野草 淳	常勤監査役	
若江 健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所 弁護士
中村 雅一	監査役	中村雅一公認会計士事務所 公認会計士 SCSK株式会社社外取締役（監査等委員） テルモ株式会社社外取締役（監査等委員）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
遠藤 辰也	専務執行役員	住友建機株式会社代表取締役会長 愛媛製造所長
土屋 泰次	専務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部長
森田 裕生	常務執行役員	内部統制本部・法務室・監査室・総務本部担当 関西支社長 住友重機械工業（中国）有限公司董事長
島本 英史	常務執行役員	船舶海洋事業部長 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社代表取締役社長
近藤 守弘	常務執行役員	プラスチック機械事業部長
数見 保暢	常務執行役員	住友建機株式会社代表取締役社長 住友建機販売株式会社代表取締役社長
千々岩 敏彦	常務執行役員	技術本部長
Shaun Dean	常務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部欧州事業統括部長 Lafert S.p.A. Director & CEO Invertek Drives Ltd. Director & CEO
荒木 達朗	常務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部生産統括部長 住友重機械ギヤボックス株式会社代表取締役社長
木村 定彦	執行役員	メカトロニクス事業部長
田島 茂	執行役員	化工機事業センター長 住友重機械プロセス機器株式会社代表取締役社長
白石 和利	執行役員	人事本部長
渡部 敏朗	執行役員	財務経理本部長
月原 光国	執行役員	住友重機械イオンテクノロジー株式会社代表取締役社長
永井 貴徳	執行役員	住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長

(注) 当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」において、執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続を定めており、当該方針と手続に則り、その有する知識、経験、能力を総合的に踏まえて、執行役員を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の高橋進、小島秀雄及び濱地昭男並びに社外監査役の若江健雄及び中村雅一の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約をそれぞれ締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害（但し、保険契約上で免責事由に該当するものを除く）について填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社の一部海外子会社の取締役、監査役及びその他の役員です。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、当社グループの持続的成長と企業価値向上、株主との価値共有に資する報酬制度とするとともに、当社役員として適切な報酬水準を設定するため、報酬に係る方針を定めております。本方針については、社外取締役及び社外監査役を含む委員により構成する任意の報酬委員会が取締役会の諮問を受け、審議・答申を行い、取締役会において決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬委員会において本方針と合わせて審議・答申を行った報酬規程に基づき決定しており、取締役会においても本方針に沿うものと判断しております。

i. 報酬額決定の手続

報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等に関し、取締役会の諮問を受け審議・答申を行い、取締役会において決議しております。

なお、報酬は役員としての在任期間中定期的に支給します。

ii. 報酬制度の概要

1) 報酬構成及び構成比率

当社の取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬により構成しており、その比率はそれぞれ概ね60%：30%：10%です。

2) 基本報酬

役位毎の定額による固定報酬としており、取締役には取締役加算を設け、その85%は定額による固定報酬としております。

3) 業績連動報酬

当社の年間配当金に応じて変動する配当基準報酬と、本社取締役及び執行役員は当社連結、事業部門を担当する取締役及び執行役員は担当する事業部門の業績に応じて変動する部門業績基準報酬により構成しており、その比率は50%：50%です。

・業績連動報酬のうち、配当基準報酬は、役位毎の基準額に当社の年間配当金に応じて係数を乗じ算定します。また、取締役加算の15%は配当基準報酬の係数を乗じ変動します。

- 業績連動報酬のうち、部門業績基準報酬は、ROIC、税金等調整前当期純利益、受注、フリーキャッシュ・フローの4つの指標を基本に、安全成績やコンプライアンス等の状況を加味し、社長を最終決定者としてA~Eのランクを決定し、役位毎の基準額にランクに応じて係数を乗じ算定します。なお、当該ランクの決定に際しては、本社関係部門にて確認のうえ、社長が最終的に判断することとしており、これらの指標の適用により、株主の皆様との価値共有を図るとともに、収益性、成長性、財務規律維持、安全やコンプライアンス等の観点を役員報酬に反映する仕組みとしています。

4) 株式取得報酬

株式取得報酬は、自社株取得を目的とした報酬と位置付け、役位毎に定める一定額以上を役員持株会を通じた自社株取得に充てるとともに、取得した株式は在任期間中は継続して保有することを義務付けております。

iii. その他

社外役員の報酬は、基本報酬のみで構成しております。また、監査役の報酬は、監査役の協議によって定めております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の諮問を受けた報酬委員会が審議・答申を行い、取締役会において決議した報酬規程において、業績連動報酬の一部である部門業績基準報酬の係数となる部門業績ランクの決定を社長に委任する旨を定めており、当事業年度においては、代表取締役社長 下村真司が当該ランクを決定しております。委任した理由は、部門業績、安全成績及びコンプライアンス等を踏まえ当該ランクを決定するには、当社グループ経営の責任者である社長が適していると判断したためであります。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) 及び対象人員 (名)					
		基本報酬		業績連動報酬		株式取得報酬	
		総額	員数	総額	員数	総額	員数
取締役 (うち社外取締役)	384 (26)	245 (26)	11 (3)	104 (-)	8 (-)	34 (-)	8 (-)
監査役 (うち社外監査役)	88 (19)	88 (19)	4 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1. 報酬限度額の月額につきましては、取締役が40百万円以内(2006年6月29日第110期定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役1名))、監査役が7.5百万円以内(2005年6月29日第109期定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名))であります。

2. 当事業年度の業績連動報酬に係る主な指標の全社実績は、以下のとおりです。

ROIC：7.3%、税金等調整前当期純利益：527億円、受注額：8,262億円、フリーキャッシュ・フロー：
△215億円、年間配当金：91円

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高橋 進	13回中13回 (100%)	—	経済、経営についての高い識見と幅広い経験から発言を行っており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外取締役	小島 秀雄	13回中13回 (100%)	—	特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。また、同氏は指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外取締役	濱地 昭男	10回中10回 (100%)	—	経営者としての長年の実務経験と企業経営に関する高い識見から発言を行っており、当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督の役割を果たしています。
社外監査役	若江 健雄	13回中13回 (100%)	11回中11回 (100%)	特に弁護士として法律の専門家の見地からの発言を行っており、客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査を行う役割を果たしています。
社外監査役	中村 雅一	13回中12回 (92%)	11回中11回 (100%)	特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っており、客観的かつ独立した立場で当社経営に対し実効性のある監査を行う役割を果たしています。

(注) 社外取締役 濱地昭男氏につきましては、2020年6月26日付の取締役就任以降の状況を記載しております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当期に係る会計監査人の報酬等の額 153百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 248百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な子会社のうち、LBX Company, LLC、Sumitomo Machinery Corporation of America、LBCE Holdings, Inc.、Sumitomo SHI FW Energie B.V.、Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH、Sumitomo (SHI) Cyclo Drive Germany GmbH、Lafert S.p.A.、住友建機（唐山）有限公司、住友重機械減速機（中国）有限公司及びSumitomo Heavy Industries (Vietnam) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から、監査計画の内容、従前の監査状況及び報酬実績、報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、当期に係る会計監査人の報酬等は適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)	科 目	当期	前期 (ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	613,620	592,784	流動負債	341,162	365,657
現金及び預金	99,518	87,067	支払手形及び買掛金	160,260	158,489
受取手形及び売掛金	282,928	271,406	短期借入金	31,698	28,139
たな卸資産	200,155	200,978	1年内返済予定の長期借入金	3,270	4,499
その他	34,276	36,673	コマーシャル・ペーパー	-	35,000
貸倒引当金	△3,258	△3,341	未払法人税等	6,615	5,921
固定資産	417,064	403,327	前受金	57,676	57,523
有形固定資産	275,804	268,066	保証工事引当金	18,192	13,742
建物及び構築物	64,400	62,217	受注工事損失引当金	2,857	4,233
機械装置及び運搬具	65,461	64,589	その他	60,595	58,111
土地	108,305	107,535	固定負債	184,594	152,806
建設仮勘定	13,825	9,250	社債	50,000	30,000
その他	23,813	24,474	長期借入金	39,471	27,032
無形固定資産	76,796	74,111	事業譲渡損失引当金	115	115
のれん	29,364	28,831	製造物責任損失引当金	36	38
その他	47,432	45,280	退職給付に係る負債	51,662	53,628
投資その他の資産	64,465	61,151	再評価に係る繰延税金負債	20,437	20,628
投資有価証券	22,812	19,771	その他	22,873	21,365
長期貸付金	2,658	3,213	負債合計	525,756	518,463
繰延税金資産	25,456	26,928	純資産の部		
退職給付に係る資産	4,591	2,936	株主資本	446,179	423,091
その他	12,505	12,600	資本金	30,872	30,872
貸倒引当金	△3,556	△4,297	資本剰余金	26,071	26,070
資産合計	1,030,684	996,111	利益剰余金	390,336	367,229
			自己株式	△1,100	△1,080
			その他の包括利益累計額	44,518	41,366
			その他有価証券評価差額金	5,030	2,410
			繰延ヘッジ損益	△834	△532
			土地再評価差額金	40,342	40,626
			為替換算調整勘定	1,016	4,911
			退職給付に係る調整累計額	△1,035	△6,049
			非支配株主持分	14,230	13,191
			純資産合計	504,928	477,648
			負債及び純資産合計	1,030,684	996,111

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売 上 高	849,065	864,490
売 上 原 価	663,616	670,199
売 上 総 利 益	185,449	194,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	134,106	137,485
営 業 利 益	51,342	56,806
営 業 外 収 益	4,910	5,073
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,539	1,611
受 取 保 険 金	1,076	-
そ の 他	2,295	3,462
営 業 外 費 用	6,708	9,237
支 払 利 息	954	1,184
為 替 差 損	575	1,807
特 許 関 係 費 用	1,012	904
そ の 他	4,167	5,342
経 常 利 益	49,544	52,642
特 別 損 失	5,769	-
減 損 損 失	5,769	-
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	43,775	52,642
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,399	17,008
法 人 税 等 調 整 額	△1,265	815
当 期 純 利 益	28,642	34,819
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,877	2,012
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	26,764	32,807

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,131
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,729
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,959
現金及び現金同等物に係る換算差額	△734
現金及び現金同等物の増加額	11,709
現金及び現金同等物の期首残高	83,630
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	903
現金及び現金同等物の期末残高	96,242

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
売上高	238,511	203,847
売上原価	199,328	171,841
売上総利益	39,183	32,007
販売費及び一般管理費	27,272	26,806
営業利益	11,911	5,200
営業外収益	24,722	12,721
受取利息及び受取配当金	21,410	10,842
為替差益	792	-
その他の	2,520	1,878
営業外費用	2,639	4,814
支払利息及び社債利息	323	274
為替差損	-	466
特許関係費用	628	572
その他の	1,688	3,502
経常利益	33,994	13,107
特別利益	9,796	-
抱合せ株式消滅差益	9,796	-
特別損失	7,410	-
減損損失	4,482	-
関係会社株式評価損	2,929	-
税引前当期純利益	36,379	13,107
法人税、住民税及び事業税	3,260	1,318
法人税等調整額	△1,531	△769
当期純利益	34,650	12,558

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

根本 剛 光 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松木 豊 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

齋藤 慶典 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友重機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 剛 光	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 木 豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 慶 典	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及びその取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロ）については、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
 - ④ 「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

住友重機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 石 祐 次	㊟
常勤監査役	野 草 淳	㊟
監 査 役	若 江 健 雄	㊟
監 査 役	中 村 雅 一	㊟

(注) 監査役 若江健雄及び監査役 中村雅一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

当社本店 25階会議室

東京都品川区大崎二丁目1番1号 (ThinkPark Tower)

交通

『大崎駅』

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン
相鉄JR直通線・東京臨海高速鉄道りんかい線

南改札口、新西口より徒歩約1分

『大崎広小路駅』

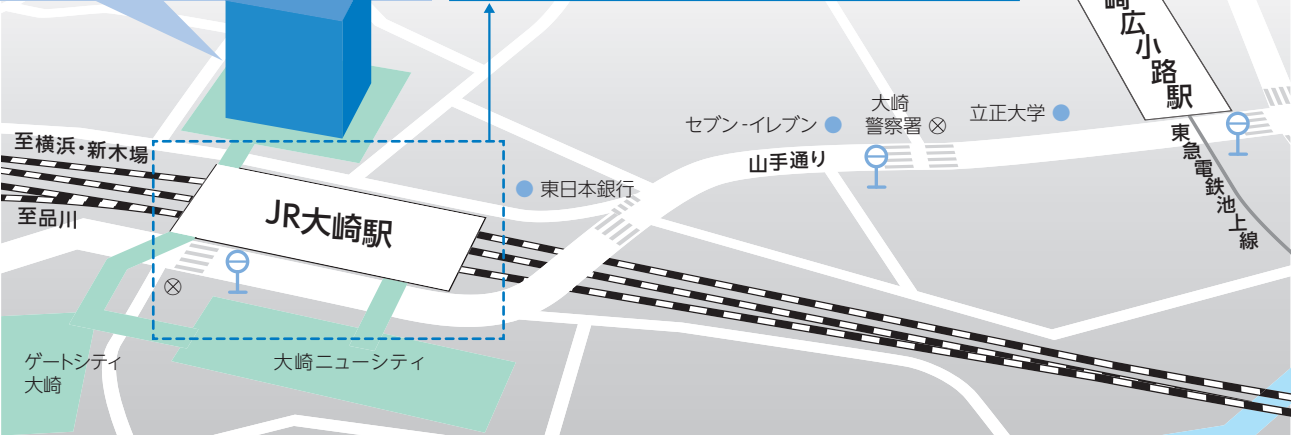
東急電鉄池上線

徒歩約7分

ThinkPark Tower



当社本店
25階会議室



〈お願い〉

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第125期定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

2020年度 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

住友重機械工業株式会社

当社は、第125期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shi.co.jp>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

I. 目的

本方針は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、運用することにより、グループの企業価値の向上と持続的な発展を図ることを目的とする。

II. 基本方針

(1) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針の決定を行うとともに、その有効性を適宜検証し、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの絶えざる向上・改善を図る。

(b) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図るものとする。

(c) 当社の監査役は、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務執行が適正に行われていることを監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。

(b) 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社のリスク管理方針を策定し、リスクの識別及びリスクの低減並びにリスク発生の未然防止を推進する。

(b) 当社は、各部門に配置した内部統制推進者からなる内部統制推進体制を構築し、社長の下で当社の内部統制本部がこれを統括し、リスク管理を推進する。

(c) 各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程を整備し、当該規程に基づく教育・指導・監査等を通してリスクの低減を図る。

(d) 当社は、各部門に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い直ちに当該緊急連絡責任者から経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。

④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a)当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
- (b)当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。

⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a)当社は執行役員制を採用し、決裁権限規程等に則り、適切な範囲で執行役員に権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。
- (b)当社の取締役会で決議した中期経営計画及び年度予算の執行状況を、月次に開催される執行責任者会議等において執行責任者から報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。
- (c)経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、社長の諮問機関として経営戦略委員会等を設置し、当該事項の検討・審議を行う。

⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a)当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、内部統制本部が内部統制推進体制を通じてその徹底を図るものとする。
- (b)当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、必要に応じ、取締役、執行役員及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
- (c)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
- (d)当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。
- (e)当社の執行役員及び使用人の職務執行については、主管部門による監査を行い、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(2) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a)当社は、グループ経営管理に関する規程に基づき、子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求する。
- (b)当社は、主要な子会社に内部統制システム構築の基本方針を策定させ、その運用状況は当社の内部統制本部を通じて当社の取締役会に報告する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a)当社の内部統制本部が、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるリスク管理を推進する。
- (b)当社は、子会社において各リスクの管理に関する規程を整備させるとともに、当社の各リスクの主管部門による教育・指導・監査等を通して、グループ全体のリスクの低減を図る。

- (c)当社は、主要な子会社に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い当該緊急連絡責任者は直ちに当該子会社取締役及び当社経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)当社のグループ経営管理に関する規程に則り、子会社は決裁権限規程等を策定し、効率的な職務執行を行う。
- (b)主要な子会社の中期経営計画及び年度予算については、当社取締役会で承認決議の上執行する。また、その執行状況については当社執行責任者会議等で子会社取締役等から報告させ、当社がグループ全体の職務執行の状況を掌握できる体制とする。
- (c)主要な子会社の経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、当社の経営戦略委員会等において、当該事項の検討・審議を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a)当社の内部統制本部は、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図るものとする。
- (b)当社は、子会社においてコンプライアンス教育を継続的に実施させる。また、必要に応じ子会社の取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
- (c)当社は子会社と連携し、子会社においても市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
- (d)当社は、子会社に対し内部通報制度を設置させる。子会社の通報窓口には当該会社の監査役を含むものとする。また、主要な子会社の通報窓口には当社の内部統制本部も加えるものとする。
- (e)当社から、主要な子会社に対しては取締役や監査役を派遣してグループ内部統制の強化に努めるとともに、当社の子会社の取締役の職務執行については、当社の主管部門が監査を行い、その職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑤子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a)当社は、子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、主要な子会社に対して財務報告に係る内部統制システムの整備を義務付ける。
- (b)当社の内部監査部門は、主要な子会社における財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、子会社における財務報告の信頼性を確保する。
- (3) 当社の監査役の職務の執行のための必要な事項について
- ①当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の直属の部門として、当社の監査役の職務執行を補助すべき専任者を含む使用人からなる監査役室を設置する。

- ②当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室に配置された使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。
- ③当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役室に配置された使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。
- ④当社の監査役への報告に関する体制
- (a)当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア)当社の監査役は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、執行責任者会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- (イ)当社の取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- (ウ)当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。
- (b)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア)子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の当該事項の主管部門を通じて当社の監査役に報告するものとする。
- (イ)当社の内部統制本部は、主要な子会社の内部通報制度に通報された内容のうち、重要なものについてはその内容及び対応状況を当社の監査役に適宜報告するものとする。
- (ウ)当社の内部監査部門が実施した子会社の監査結果の報告は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
- (c)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び主要な子会社は、各社の社内規程により、内部通報を行ったこと又は当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。
- ⑤当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査役の職務執行について生じる費用等については予算化する。法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が支払うものとする。
- ⑥その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門、内部統制部門、子会社の監査役及び会計監査人等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。

- (b)当社は、当社及び子会社の監査役による関係会社監査役会を定期的開催し、監査に関する情報交換及びグループとしての監査機能の充実を図る。
- (c)当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を含むものとする。

Ⅲ. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改正するものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、その運用状況の評価を行い、有効性を確認しております。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録・取締役会議事録等について、社内規程に則り適切に保存・管理しております。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)当社グループの事業遂行に際し直面、発生する可能性のあるリスクの識別、当社グループに影響を与えるリスクの適切な管理により、全社的、総合的なリスク管理を推進することを目的に、リスク管理委員会を設置しております。同委員会では、リスク管理方針の策定や重要リスクの選定、その対応に関する事項について審議し、取締役会に報告を行っております。
 - (b)各部門は社内規程に基づき、年度毎にリスクの自己評価を行うとともに重点リスク管理項目を設定し、リスクの改善状況を四半期毎に本社へ報告しております。
 - (c)各部門は緊急事態が発生した場合には、社内規程に基づきその状況を経営トップに報告し、適時に対応する仕組みとしております。
- ④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制本部を設置し、各事業部門に内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また監査室が財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。
- ⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制を採用し、社内規程等に則り執行役員に権限を委譲し、効率的な職務執行を行っております。また毎月開催する執行責任者会議において執行責任者に月次業績、中期経営計画及び予算の執行状況を報告させております。
- ⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する基本方針を確認するとともに、内部通報制度の運用状況やコンプライアンス教育の実施状況等、当期のコンプライアンス全般の状況を報告しております。

- (b)全社員に対して、職位に応じて必要なコンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、年に1回実施するコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況をモニタリングし、必要に応じて改善策を講じております。
- (c)全管理職から「コンプライアンス誓約書」を毎年徴集しております。
- ⑦当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制
- (a)子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求するため、「グループ経営管理方針」に基づくグループ経営管理を行っております。さらに主要な子会社は各社で「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、その運用状況を当社に報告しております。
- (b)主要な子会社は、社内規程に基づき年度毎にリスクの自己評価を行い、重点リスク管理項目を設定し、改善状況を四半期毎に当社へ報告しております。
- (c)国内・海外子会社は、コンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、国内子会社ではコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況を毎年モニタリングし、その結果及び改善の状況を当社に報告しております。
- (d)外部専門会社の通報窓口を利用した当社グループ共通の内部通報制度を運用しており、通報窓口に通報があった場合には、当該通報窓口から当社のコンプライアンス委員会事務局及び当社の常勤監査役に報告させる仕組みとしております。
- (e)主要な国内・海外子会社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また当社監査室が、主要な国内・海外子会社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。
- ⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)当社では、監査役の業務を補助すべき専任組織として監査役室を設置し、専任使用人と兼任使用人を配置しており、監査役が監査役室の当該使用人に対して指揮・命令を行っております。
- (b)当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等については年度予算に計上しており、これを適切に運用しております。
- (c)当社は、監査役の監査を実効的なものとするため、取締役会、執行責任者会議、経営戦略委員会等の重要な会議を通じて、監査役に対し情報提供を行う他、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の場を設けております。また、関係会社の監査役、当社の監査室及び会計監査人は、その業務に関し定期的にまた必要の都度、当社監査役との間で情報交換を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。
- (d)当社は、法令やコンプライアンス違反に相当する事件や事項については、当社の主管部門を通じて直ちに監査役へ報告しております。また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、各社内に周知・徹底しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、最終的には、株主の皆様により、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保を図るという観点から決せられるべきものと考えております。従って、会社支配権の異動を伴うような大規模な株式等の買付けの提案に応じるか否かといった判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案（以下「大規模買付行為」といいます）の中には、買収の目的や買収後の経営方針などに鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に対して買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指すとともに、誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、社会に貢献するという企業使命のもと、上記基本方針を実現するため、中期経営計画の策定及びその実践に加えて、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、当社グループの企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。また、1999年の執行役員制度の導入、2002年以降の社外取締役の選任、2007年の取締役任期の2年から1年への短縮、さらに2015年からは社外取締役を複数名選任するなどして取締役会の活性化や経営の透明性の確保に努めております。

具体的には、社外取締役は、経営陣から独立した立場で経営を監督し、ステークホルダーの視点を適切に反映させる役割を担っております。また、執行役員制度の導入により、迅速・果断な業務執行を可能とする環境を整備する一方で、重要な経営課題及びリスクの高い経営課題については、取締役会において経営陣から適宜報告を行うものとする事により、取締役会は、経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行っております。さらに、取締役会は、会社法その他の関係法令に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制を適切に整備するとともに、その年度計画及び運用状況について内部統制部門からの報告を受け、必要な指示を行うことにより、その運用を適切に監督しております。

社外監査役は、各分野における高い専門知識や豊富な経験を、常勤監査役は、当社の経営に関する専門知識や豊富な経験をそれぞれ活かし、実効性の高い監査を行うとともに、取締役会及び執行責任者会議等において経営陣に対して積極的に意見を述べております。また、監査役をサポートする部門として監査役室を設置し、専任の使用人を配置することにより、監査役業務の支援及び監査役に対する円滑な情報提供を行っております。さらに、当社及び関係会社の監査役による関係会社監査役会議を定期的で開催し、監査に関する情報交換、グループとしての監査機能の充実を図っております。また、海外子会社に対する実地監査を毎年行うなど、グローバル化に対応した監査を実施しております。

さらに、当社は任意の委員会として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は、取締役・監査役候補の指名、取締役・監査役の解任、役付取締役・代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受けて審査・答申するとともに、最高経営責任者等の後継者計画について毎年確認し、その進捗を取締役に報告しております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度、報酬水準等について、取締役会の諮問を受けて審議・答申を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することに関して2008年6月27日開催の第112期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き、その後、2011年6月29日開催の第115期定時株主総会及び2014年6月27日開催の第118期定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数の賛成により、ご承認を頂きました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます）。

しかしながら、当社は、2017年6月29日開催の第121期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境下においては、中期経営計画に掲げる目標の達成に向けた施策を着実に実行することにより、持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめ、広く社会、市場、ステークホルダーの皆様からの社会的信頼に添えていくこと、及びコーポレートガバナンスの更なる整備・強化に取り組むことこそが、株主共同の利益の確保、向上につながるものであって、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、2017年5月26日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、適切な措置を講じてまいります。

(4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)及び(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模買付行為を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)及び(3)の取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	30,872	26,070	367,229	△1,080	423,091
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,391		△5,391
親会社株主に帰属する 当期純利益			26,764		26,764
自己株式の取得				△21	△21
自己株式の処分			△0	1	1
土地再評価差額金の取崩			284		284
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		0			0
連結範囲の変動			1,450		1,450
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	23,107	△20	23,088
当 期 末 残 高	30,872	26,071	390,336	△1,100	446,179

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2,410	△532	40,626	4,911	△6,049	41,366	13,191	477,648	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△5,391	
親会社株主に帰属する 当期純利益								26,764	
自己株式の取得								△21	
自己株式の処分								1	
土地再評価差額金の取崩								284	
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								0	
連結範囲の変動								1,450	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,620	△303	△284	△3,895	5,014	3,152	1,040	4,192	
当期変動額合計	2,620	△303	△284	△3,895	5,014	3,152	1,040	27,280	
当 期 末 残 高	5,030	△834	40,342	1,016	△1,035	44,518	14,230	504,928	

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 142社

主要な連結子会社の名称

住友建機株式会社
住友建機販売株式会社
住友重機械建機クレーン株式会社
日本スピンドル製造株式会社
新日本造機株式会社
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社
住友重機械ギヤボックス株式会社
住友重機械搬送システム株式会社
住友重機械エンバイロメント株式会社
住友重機械イオンテクノロジー株式会社
住友重機械プロセス機器株式会社
住友重機械精機販売株式会社
LBX Company,LLC
Sumitomo Machinery Corporation of America
LBCE Holdings, Inc.
Sumitomo SHI FW Energie B.V.
Sumitomo(SHI)Demag Plastics Machinery GmbH
Sumitomo(SHI)Cyclo Drive Germany GmbH
Lafert S.p.A.
住友建機(唐山)有限公司
住友重機械減速機(中国)有限公司
Sumitomo Heavy Industries(Vietnam)Co.,Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 住友重機械精密科技股份有限公司

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 6社

主要な会社等の名称 住友ナコフォークリフト株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称 KRONES-IZUMI PROCESSING PTE. LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
- ② デリバティブ……………時価法
- ③ たな卸資産
仕掛品……………主として個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
製品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 10～50年
機械装置及び運搬具 5～12年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて
おります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年
数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性が乏しいもの及びリース取引開始
日が2008年3月31日以前のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会
計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上して
おります。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収
不能見込額を計上しております。
- ② 保証工事引当金
製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。
- ③ 受注工事損失引当金
未引渡工事のうち、当連結会計年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当
該損失額を合理的に見積もることが可能な工事につきましては、翌連結会計年度以降の損失見積額
を計上しております。

- ④ 事業譲渡損失引当金
リゾート開発事業の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。
- ⑤ 製造物責任損失引当金
海外子会社のクレーン事業におきまして、今後発生すると予想される製造物責任損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りはプロジェクトの工事種別ごとの見積総工数及び見積工事期間に占める発生工数等を複合的に合算して算出した進捗率を用いた出来高基準又は原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。
また、為替予約につきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|--------------|---------------------|
| <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
| 為替予約取引 | 外貨建売掛金、外貨建買掛金及び予定取引 |
| 金利スワップ取引 | 借入金 |
- ③ ヘッジ方針
取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を6か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんにつきましては、20年以内のその効力の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、少額なものにつきましては発生時に全額を償却しております。

(9) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社では、連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更

	会社名	変更の理由
連結の範囲とした会社	台湾住重離子科技股份有限公司	重要性が増加したため
	Leifeld Metal Spinning GmbH	新たに株式を取得したため
連結の範囲から除外した会社	住重プラントエンジニアリング株式会社 他1社	合併により解散したため
	Sumitomo SHI FW International Trading (Shanghai) Co., Ltd.	清算が終了したため

5. 表示方法の変更

(1) 投資有価証券評価損の表示方法（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 6.重要な会計上の見積り」を記載しております。

6. 重要な会計上の見積り

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
連結貸借対照表の無形固定資産のうち、

- ・ Sumitomo SHI FW Energie B.V.ののれん 10,670百万円
- ・ Lafert S.p.A.ののれん 10,369百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、そのグルーピングの結果に基づき減損の兆候がある資産又は資産グループに対して、減損損失の検討を行っております。

当連結会計年度末においてSumitomo SHI FW Energie B.V.及びLafert S.p.A.ののれんについて減損の兆候が認められたため、それぞれ減損損失の認識の判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため減損損失の認識は不要と判断しました。当該見積りは将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(2) 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
連結損益計算書の売上高のうち、工事進行基準による工事収益（売上高） 165,481百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事に対して工事進行基準を適用しています。その適用に際しては、工事の進捗度に基づき工事収益（売上高）を計上し、工事の進捗度の算定は出来高基準又は原価比例法を用いています。このうち原価比例法においては、実施した工事に関して発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合をもって工事の進捗度としております。そのため、工事原価総額の見積りが重要な会計上の見積りとなり、原則として四半期毎にその見直しを行っております。しかし、当初想定できなかった経済情勢の変動などにより、工事原価総額の見積額に変更があった場合、翌連結会計年度の工事収益（売上高）の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	101百万円
建物及び構築物	800百万円
機械装置及び運搬具	74百万円
計	975百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	144百万円
長期借入金	759百万円
計	903百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 319,996百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり保証を行っております。

三井住友ファイナンス&リース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	12,252百万円
みずほリース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	2,318百万円
芙蓉総合リース株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	525百万円
株式会社ダイヤモンド建機	(リース契約に伴う買取保証等)	479百万円
伊藤忠TC建機株式会社	(リース契約に伴う買取保証等)	70百万円
その他7件	(リース契約に伴う買取保証等)	138百万円
合計		15,782百万円

上記には外貨建保証債務725百万円人民元（11,527百万円）及び7百万台湾ドル（28百万円）が含まれております。

(2) 受取手形流動化に伴う買戻し義務 1,025百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	122,905,481	—	—	122,905,481
合計	122,905,481	—	—	122,905,481
自己株式				
普通株式	389,392	8,459	426	397,425
合計	389,392	8,459	426	397,425

自己株式数の増加は単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,288	35	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,103	9	2020年9月30日	2020年12月1日
計		5,391	—		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり、付議を予定しております。

- ① 配当の総額 6,860百万円
- ② 1株当たり配当額 56円00銭
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月30日(予定)

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 4,005円43銭
- 2. 1株当たり当期純利益 218円46銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは総合重機械メーカーとして減・変速機をはじめとする様々な機械、システムの製造販売事業を行っており、必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行によって調達しております。一時的な余資は、安全性の高い短期的な金融資産での運用に限定しております。デリバティブは後述するリスクをヘッジする目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開することから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジし、ポジションを一定比率に維持しております。定期的に把握されたヘッジ比率と未ヘッジのポジションが取締役に報告されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その殆どが1年以内の支払期日であります。一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているため、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金と設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち長期借入金の一部につきましては、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法につきましては、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また外貨建ての借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約及び借入金に係る支払金利や為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などにつきましては、前述の「会計方針に関する事項」に記載されております「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、一定金額以上の国内案件と輸出案件につきましては、受注前に事前の与信審査を行うなど、営業債権の回収懸念軽減を図っております。また、各事業部門が与信管理規程に従い、取引相手ごとの営業債権の期日及び残高を管理し、回収懸念の早期把握に努めております。

デリバティブ取引の利用にあたりましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。定期預金の運用にあたりましては、償還リスクを軽減するために、融資取引があり、かつ格付の高い金融機関のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションにつきまして、ヘッジ比率、未ヘッジの為替量等を定めた市場リスク管理規程に従って、為替ヘッジを行っており、月次のヘッジ状況は毎月の取締役会に報告しております。外貨建ての営業債権債務を有する主要な連結子会社につきましても、ヘッジ比率、あるいは未ヘッジの為替量を定めた為替ヘッジ規程に従い、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクを管理しております。

また、当社は借入金に係る支払金利発生額を把握しており、定期的に取締役会に報告しております。支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社及び主要な連結子会社はデリバティブ取引につきましては、前述の為替及び金利変動リスクをヘッジする目的にのみ利用する方針であり、月次で契約先との残高照合などを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、主要な連結子会社にキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、当社がグループの資金を一元管理しております。事業部門及び主要関係会社からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	88,050	88,050	－
(2)受取手形及び売掛金	282,928	280,345	△2,583
(3)投資有価証券	11,238	11,238	－
(4)長期貸付金	2,658	2,586	△71
(5)支払手形及び買掛金	(160,260)	(160,260)	－
(6)短期借入金	(31,698)	(31,698)	－
(7)社債	(50,000)	(50,182)	182
(8)長期借入金	(42,741)	(42,937)	196
(9)デリバティブ取引	(1,773)	(1,814)	△41

(*) 負債に計上されているものにつきましては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法は、先物為替相場によっております。金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された金額によっております。

(注2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額9,277百万円）、非上場株式（同2,292百万円）及び出資証券（同5百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 土地の再評価

当社において、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△16,666百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	金額
事業用資産	神奈川県横須賀市	建物他	4,991百万円
事業用資産	米国	無形固定資産	404百万円
事業用資産	東京都西東京市他	建物他	368百万円
遊休資産	大阪府高槻市	建物他	6百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下等により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 資産グルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した額をもって算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを17.5%で割り引いて算定しておりますが、一部の資産は将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため零としております。

3. 企業結合等関係

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2019年11月7日付で行われたInvertek Drives Ltd.との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映されております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額10,320百万円は、会計処理の確定により4,390百万円減少し、5,930百万円となっております。のれんの減少は、特許関連資産が4,326百万円、顧客関連資産が964百万円、繰延税金負債が899百万円それぞれ増加したことによるものです。

4. 金額の端数処理

表示金額の端数を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	30,872	27,073	27,073	6,295	48,131	54,425	△1,080	111,290
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△5,391	△5,391		△5,391
当 期 純 利 益					34,650	34,650		34,650
自 己 株 式 の 取 得							△21	△21
自 己 株 式 の 処 分					△0	△0	1	1
土地再評価差額金の取崩					284	284		284
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	29,543	29,543	△20	29,523
当 期 末 残 高	30,872	27,073	27,073	6,295	77,674	83,969	△1,100	140,813

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等	換算 合計	
当 期 首 残 高	1,954	△483	40,626	42,097		153,386
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△5,391
当 期 純 利 益						34,650
自 己 株 式 の 取 得						△21
自 己 株 式 の 処 分						1
土地再評価差額金の取崩						284
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,158	△280	△284	1,594		1,594
当 期 変 動 額 合 計	2,158	△280	△284	1,594		31,117
当 期 末 残 高	4,111	△763	40,342	43,690		184,504

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

仕掛品……………個別法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

製品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び車両運搬具 5～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 保証工事引当金

製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

(3) 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事につきましては、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(4) 事業譲渡損失引当金

リゾート開発事業の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用につきましては、発生した事業年度において費用処理しております。

さらに、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

また、為替予約及び通貨スワップにつきましては振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建売掛金、外貨建買掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金

(3) ヘッジ方針

取締役会で定めた「市場リスク管理規程」に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクの低減を図ることを目的としており、実需原則に従い投機的な取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を6か月毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップにつきましては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

10. 表示方法の変更

(1) 投資有価証券評価損の表示方法（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「重要な会計方針に係る事項に関する注記 11.重要な会計上の見積り」を記載しております。

11. 重要な会計上の見積り

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

貸借対照表の関係会社株式のうち、	
・ Sumitomo SHI FW Energie B.V.株式	23,444百万円
・ Lafert S.p.A.株式	25,035百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式等は取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）しています。Sumitomo SHI FW Energie B.V.株式及びLafert S.p.A.株式については、当事業年度末において両社の超過収益力を反映した株式の実質価額に著しい低下は見られませんでしたので、取得原価をもって貸借対照表価額としています。しかし、将来の予測不能な事業環境の変化などによって、実質価額に著しい低下が見られる場合、翌事業年度の計算書類において評価損が計上される可能性があります。

(2) 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した額

損益計算書の売上高のうち、工事進行基準による工事収益（売上高） 92,282百万円

② 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 6.重要な会計上の見積り」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 130,161百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入等に対し、下記のとおり債務保証を行っております。

Sumitomo SHI FW Energie B.V.	13,331百万円
Sumitomo Heavy Industries(USA), Inc.	9,012百万円
住友建機株式会社	8,993百万円
住友重機械工業(中国)融資租賃有限公司	3,369百万円
住友重機械搬送システム株式会社	2,572百万円
Sumitomo (SHI) Demag Plastics Machinery GmbH	1,884百万円
住友重機械エンバイロメント株式会社	1,552百万円
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社	986百万円
他7件	1,798百万円
合計	43,495百万円

上記には外貨建保証債務98百万ユーロ(12,789百万円)、81百万米ドル(9,012百万円)、200百万人民元(3,369百万円)、56百万ポーランドズウォティ(1,553百万円)、246百万タイバーツ(872百万円)、18百万ブラジルリアル(345百万円)及び7百万台湾ドル(28百万円)が含まれております。

(2) 受取手形流動化に伴う買戻し義務 527百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	42,398百万円
関係会社に対する長期金銭債権	0百万円
関係会社に対する短期金銭債務	76,720百万円
関係会社に対する長期金銭債務	53,692百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	71,941百万円
関係会社からの仕入高	74,534百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	22,471百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 397,425株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減損損失、保証工事引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は土地再評価によるものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Sumitomo SHI FW Energie B.V.	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	13,335	—	—
子会社	Sumitomo Heavy Industries(USA), Inc.	所有 直接 100%	役員の兼任なし	債務保証	9,012	—	—
子会社	住友建機株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	8,993	—	—

- (注) 1. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は銀行借入金に対して債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,506円05銭
- 1株当たり当期純利益 282円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額につきましては、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しておりますが、一部につきましては、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△16,666百万円

なお、土地再評価差額金は、会社計算規則第158条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。

2. 抱合せ株式消滅差益

連結子会社であった住重プラントエンジニアリング(株)他1社を吸収合併したことにより、抱合せ株式消滅差益9,796百万円を特別利益に計上しております。

3. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	金額
事業用資産	神奈川県横須賀市	建物他	4,107百万円
事業用資産	東京都西東京市他	建物他	368百万円
遊休資産	大阪府高槻市	建物他	6百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下等により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 資産のグルーピングの方法

事業部門別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産につきましては個々の物件単位でグルーピングをしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

主に正味売却価額により測定しており、処分価額から処分に要する費用を控除した額をもって算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため零としております。

4. 金額の端数処理

表示未満の端数を四捨五入して表示しております。

2021年6月4日

株主各位

東京都品川区大崎二丁目1番1号
住友重機械工業株式会社
代表取締役社長 下村真司

「第125期定時株主総会ウェブサイト掲載事項」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年5月26日付で当社ウェブサイトに掲載いたしました「第125期定時株主総会ウェブサイト掲載事項」の記載の一部に訂正すべき点がございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり謹んで訂正申し上げます。

敬具

記

<訂正箇所>

第 125 期定時株主総会ウェブサイト掲載事項 P. 18

連結注記表（金融商品に関する注記）2. 金融商品の時価に関する事項

（下線は訂正箇所）

訂正前			
	連結貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)現金及び預金	<u>88,050</u>	<u>88,050</u>	－
(2)受取手形及び売掛金	282,928	280,345	△2,583
(3)投資有価証券	11,238	11,238	－
(4)長期貸付金	2,658	2,586	△71
(5)支払手形及び買掛金	(160,260)	(160,260)	－
(6)短期借入金	(31,698)	(31,698)	－
(7)社債	(50,000)	(50,182)	182
(8)長期借入金	(42,741)	(42,937)	196
(9)デリバティブ取引	(1,773)	(1,814)	△41

訂正後			
	連結貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)現金及び預金	<u>99,518</u>	<u>99,518</u>	－
(2)受取手形及び売掛金	282,928	280,345	△2,583
(3)投資有価証券	11,238	11,238	－
(4)長期貸付金	2,658	2,586	△71
(5)支払手形及び買掛金	(160,260)	(160,260)	－
(6)短期借入金	(31,698)	(31,698)	－
(7)社債	(50,000)	(50,182)	182
(8)長期借入金	(42,741)	(42,937)	196
(9)デリバティブ取引	(1,773)	(1,814)	△41

以 上